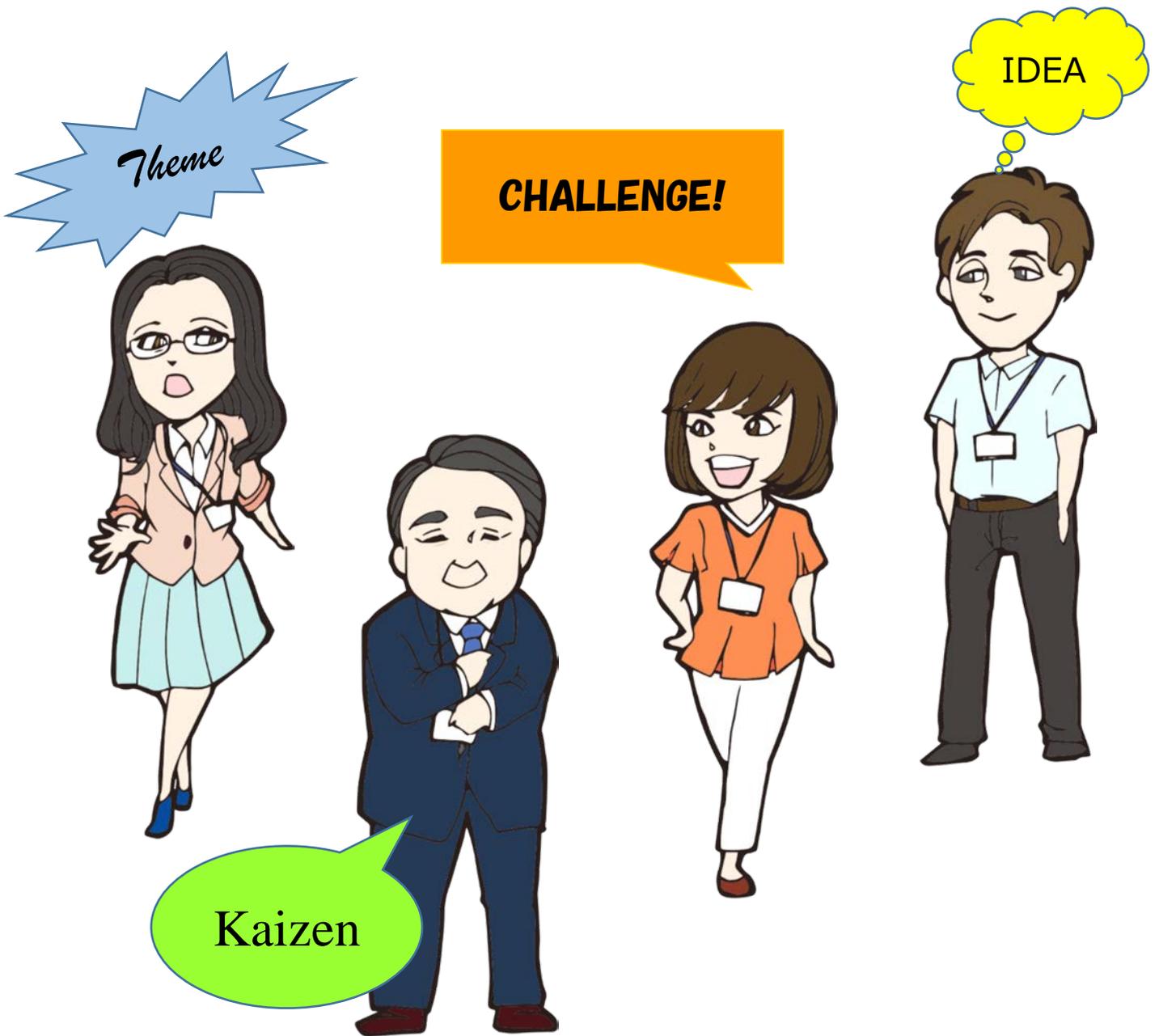


平成30年度 高知市職員提案集



平成30年11月
高知市 総務部 行政改革推進課



はじめに

平成29年2月に改訂した「高知市人材育成基本方針」が示す今後の本市の人材育成の方針は、職員一人ひとりが自らのキャリアデザインを考えチャレンジし、組織としてそのチャレンジを支援していくことです。この基本方針の下、職員のやる気や向上心の醸成を促すことを目的として、平成17年度以降休止していた高知市職員提案制度をリニューアルし、本年度から運用を再開しました。

新たな職員提案制度には、提案内容の実現に向けたフォロー体制も盛り込み、職員の自由で独創的な提案を、市民サービスの向上や事務事業の効率化に繋げていくこととしています。

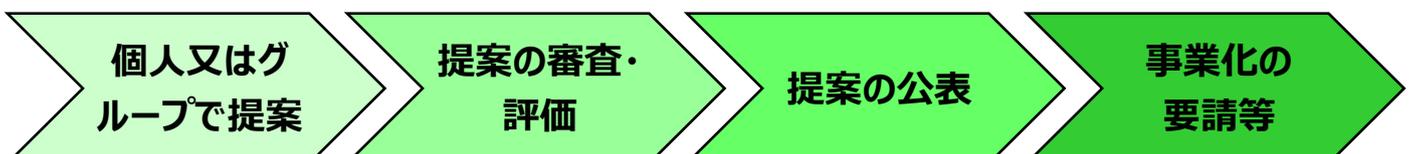
平成30年度は、具体性のある政策的な提案を募集し、19件の応募があり、優れた提案を表彰するとともに、関係課に実施要請、検討要請または内容報告を行いました。

今後も、職員提案制度を通じて、庁内の活性化を図るとともに、職員の自己啓発・自己研鑽のきっかけづくりに繋げ、職員自身が習得した知識や技術等を本市の政策に反映し、住民ニーズに対応するまちづくりを推進してまいります。

《 目 次 》

1 平成30年度実施内容について	P.1
2 平成30年度職員提案一覧	P.2
3 各提案の概要及び講評	P.3～P.11
4 表彰式	P.12
5 参考資料	P.13～P.18
・ 平成30年度高知市職員提案制度実施要領	
・ 高知市職員提案制度実施規程	
・ 平成30年度高知市職員提案制度推進委員会名簿	
・ 平成30年度高知市職員提案制度幹事会名簿	

■ 職員提案制度の流れ ■



1 平成30年度実施内容について

(1) 趣旨

職員の自由で独創的な発想による本市行政に関する提案を奨励し、実施することにより、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質向上を図るため実施するもの。

(2) 募集期間及び募集提案（具体性のある政策的なもの）

- 募集期間：平成30年5月14日（月）から平成30年7月30日（月）まで

種別	テーマ提案	チャレンジ提案
コンセプト	事前に設定したテーマに対しての調査や研究に基づく提案	職員の自由な発想により新たな事業にチャレンジする提案
テーマ	<p>①『歳入増加につながる取組』 ～クラウドファンディング等を活用するなどの収入確保に向けた取組～</p> <p>②『経費節減につながる取組』 ～最少の経費で最大の効果が見込まれる独創的な取組～</p>	<p>『自由』</p> <p>※テーマ提案①・②以外のテーマで、提案者が自由にテーマを設定する。</p>

(3) 提案者の資格

市長部局（出納課を含む。）、議会事務局、上下水道局、消防局、教育委員会事務局（校長及び教員を除く。）及び各行政委員会事務局の課長補佐級以下の所属職員（臨時職員及び非常勤職員を除く。）。

提案者は、個人または2人以上のグループで提案を行うことができる。ただし、課長補佐級の職員については、原則として、現在所属する課の所管業務に関する提案を行うことはできない。

(4) 提案の審査及び評価について

応募のあった**19**提案について幹事会で審査及び評価を行い、**推進委員会**へ報告する。

- 開催：平成30年8月22日（水）、10月4日（木）
- 幹事会（6名）： 総務部副部長（幹事長）、財務部副部長、政策企画課長、
広聴広報課長、人事課長、財産政策課長

(5) 表彰区分の決定について

幹事会の報告を受け、**推進委員会**で表彰区分を決定し、**市長**に報告する。

- 開催：平成30年10月19日（金）
- 推進委員会（7名）：吉岡副市長（委員長）、中澤副市長（副委員長）、教育長、
上下水道事業管理者、総務部長、財務部長、消防長

2 平成30年度職員提案一覧

※ 掲載順は、種別ごとに提案タイトル順(50音順)によります。

種別	No.	タイトル	表彰区分	備考	評価
テーマ提案① 「歳入の増加につながる取組」	1	広告入り名刺で一挙三得	奨励賞		実施に向けた検討を要請する
	2	公用車への有料広告掲載	奨励賞		実施に向けた検討を要請する
	3	庁内放送を活用した広告			内容報告のみとする
	4	ふるさと納税アップ作戦			内容報告のみとする
テーマ提案② 「経費節減につながる取組」	5	かるぽーと売却の提案			内容報告のみとする
	6	デジタル・フォト・アーカイブの構築		グループ提案	実施に向けた検討を要請する
チャレンジ提案	7	インターネット施設予約サービスの導入			実施に向けた検討を要請する
	8	桂浜再整備計画における修景と造景，物語醸成，土佐の歴史の演出 ～観光客大幅増加を経費圧縮で実現～			内容報告のみとする
	9	高知市 P R 動画コンテスト			内容報告のみとする
	10	高知市役所職員 総活躍プラン			内容報告のみとする
	11	職員提案制度を補完する，日常における業務改善風土の醸成	奨励賞		実施に向けた検討を要請する
	12	地理空間情報システムを活用したデータの一元管理			内容報告のみとする
	13	統計の理解と活用			内容報告のみとする
	14	「2020東京オリンピック is YOSAKOIオリンピック」～ オリンピックは世界市場・YOSAKOIをワールドフェスティバルに～			内容報告のみとする
	15	パートタイム職員制度の新設(ワークシェアとワーク・ライフ・バランス推進のために)	奨励賞		内容報告のみとする
	16	被災地への職員派遣計画の策定			実施に向けた検討を要請する
	17	変化する現業職 ～課題解決に向けて現業職の働き方を変化させる～	提案賞		実施に向けた検討を要請する
	18	【若手職員の企画提案力を伸ばす】クラウドファンディングを活用した職員研修制度の創設について			内容報告のみとする
19	「わんぱーくこうち・アニマルランド」の集客・収益アップを目指した取組について	提案賞		実施に向けた検討を要請する	

3 各提案の概要及び講評

【提案賞】

種別	タイトル	概要	講評
チャレンジ提案 【No.17】	変化する現業職 ～課題解決に向けて現業職の働き方を変化させる～	<p>・現業職による労務作業調査チームを結成。調査チームにより、行政職が担当する労務作業の洗い出しをおこない、現業職的な業務がある職場をリスト化し、担当各課のヒアリングを実施。全体的な労務作業の現状を把握。</p> <p>・現在、現業職・行政職等職種を問わず、様々な部署で労務作業をおこなっている。行政職が各課で所管する労務作業（水路浚渫・施設維持管理・樹木剪定等）を、現業職が職場横断的に担当し、市民サービスのスピードアップや行政職の超過勤務の削減を図る。</p> <p>・高知市の状況を踏まえ、現業職の求められる役割やあり方を再検討し、働き方を変化させることにより市民ニーズに対応しようとするもの。そして高齢化等により衰退している地域コミュニティを現業職の実践力を活かして市民と協働し、再構築を目指すもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の組織課題を分析した上で、現業職が持っている技術、知識及び経験を活かし、課題を解決しようとする前向きな提言である。 ・ 多種多様な住民ニーズに応えるため、職員自身が働き方を見直し、業務改善及び、職員の意識改革につながる発想は評価できる。 ・ 横断組織を設けて直営にした場合と、業務委託によるコストの比較検討が不十分であり、想定した効果が得られない可能性があるため、十分な検討が必要である。 ・ 現業職が配属されていない部署を支援することにより、業務の効率化及び組織の活性化につながる提案であるため、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。
チャレンジ提案 【No.19】	「わんぱーくこうち・アニマルランド」の集客・収益アップを目指した取組について	<p>高知市民のみならず、市外観光客に非常に人気のある「わんぱーくこうち・アニマルランド」のさらなる集客・収益アップを目指して、以下の6つの取組の提案を行う。</p> <p>【詳細概要はポンチ絵のとおり】</p> <p>なお、収益の一部については、施設の維持管理費、遊具の修繕・更新費、南海地震対策費等に充ててもらいたい。</p> <p>取組1 入場料金の有料化の導入 取組2 JAF（一般社団法人 日本自動車連盟）との提携 取組3 YouTubeによる施設等のPRと広告収入の導入 取組4 子育て世帯にやさしいプレイランドの料金の一部見直し 取組5 プレイランドにプラレール鑑賞広場を設置する 取組6 プレイランドのゲームコーナー、レストラン、売店に県内土産品景品を導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の活性化について、新たな視点から、魅力的な取組内容を提案しており、本市のイメージ向上など、様々な効果が期待できると評価する。 ・ 現状の施設及び運営面を分析した上で、課題点を抽出し、その課題についてどのように取り組むべきかを具体的かつ狙いも明確な内容で提案しているのが良い。 ・ 取組の一つとして入園料有料化の導入を提案しているが、有料化に伴う入園者数の減少といったデメリットも考えられるため、その他の5つの取組の充実や取組相互の連携による解決策の検討が必要である。 ・ その他、それぞれの取組を実施する上でも、いくつか課題があると思われるが、わんぱーくこうち・アニマルランドの活性化につながる事が期待できる提案であることから、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。

【奨励賞】

種別	タイトル	概要	講評
テーマ提案① 【No.1】	広告入り名刺で一挙三得	<p>サラリーマンの三種の神器とも呼ばれる「名刺」。私たち公務員の間でも、日常業務や研修・講演会、出張先などで、さまざまな場面で広く使用されている。</p> <p>名刺は主に、自己紹介の一環として交換されるものであるが、次に会うことを想定し、受け取った名刺は身近で長期間保管される。また、副次的効果として、企業等のブランドイメージを高めるためのイメージ戦略にも活用される。</p> <p>本提案は、名刺のこれらの特性に着目し、職員が使用する名刺に「本市のキャッチコピー」「企業広告」を掲載することで、シティプロモーションと新たな財源を得るとともに、職員の費用負担の軽減を図るものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用名刺に、本市のキャッチフレーズを記載し統一感を持たせることで、本市のイメージアップを図ろうとする考え方は評価できる。 ・ 余白スペースである名刺の裏面に広告を掲載することで、新たな歳入の確保及び職員の名刺に係る金銭的負担を軽減するという着想は良い。 ・ 広告掲載業者の調査及び、既存業者への影響に加え、職員の名刺利用を統一化するに際しての様々な課題について、さらなる検討が必要である。 ・ 解決すべき課題点は見受けられるが、本市のイメージ向上及び歳入の増加につながる可能性のある提案であることから、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。
テーマ提案① 【No.2】	公用車への有料広告掲載	<p>公用車は高知市内一円を隅々まで走行しており、日常的に高知市民の目に留まっている。</p> <p>そのような公用車を動く広告媒体として捉えると、非常に宣伝効果の大きいツールになるのではないかと考えた。</p> <p>公用車の側面等に広告を掲載していただける企業等を募集し、広告掲載料をいただくことで本市の増収を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内一円を走行する公用車の側面を広告媒体として捉え、広告掲載料により歳入を得る考え方は評価できる。 ・ 掲載する広告をマグネットシートやラッピングフィルムとすることで容易に着脱でき、幅広い広告需要に対応できるというアイデアは良い。 ・ 広告を掲載する企業や、広告内容など、具体的な基準が提案されておらず、検討が必要である。 ・ 他都市での事例もあり、歳入の増加につながる実現性の高い提案であることから、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。
チャレンジ提案 【No.11】	職員提案制度を補完する、日常における業務改善風土の醸成	<p>【目的】職員提案制度を補完する取組として、日々の業務の中で職員個人での小さな改善を、比較的業務内容や手法が類似している係や室といった単位へ波及させ、汎用性の高い改善については、他課や全庁に共有し組織全体で業務改善意識を醸成し、当たり前に取り組んでいく風土をつくる。また、そういった風土が根付いていくことで日常的に経費削減やサービス向上などに繋がっていく。</p> <p>【概要】全庁を対象とし、職場の最小単位（課・室・係）で1年に最低1つの業務改善を行い、報告⇒全庁で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務における小さな改善の必要性と、常にチェックし見直していくという職員の意識を高める提案である。 ・ 業務改善は、強制されるべきものではなく、あくまでも自発的な活動であることから、提案内容のようなノルマを課した場合、想定した効果が得られない可能性があるため、十分な検討が必要である。 ・ 事業の継続性や、その手法について課題が多いと思われるが、現行の職員提案制度を補完し得る可能性のある提案であることから、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。

【奨励賞】

種別	タイトル	概要	講評
チャレンジ 提案 【No.15】	パートタイム職員制度の新設(ワークシェアとワーク・ライフ・バランス推進のために)	<p>平成32年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が新設される。フルタイムとパートタイムの別があり、その採用方法としては、競争試験によらずとも可（面接や書類選考等で可）となっている。フルタイムは、現在恒常的に雇用している臨時職員から移行し、賃金や待遇面が改善されるものと想定されるが、パートタイムは今までにない雇用形態であり、「営利企業への従事等の制限」の適用外（フルタイムは適用）とされている。</p> <p>一方、家庭の事情（介護や看護など）や、正職員としての現在の職務が心身ともに負担になっているなどの理由により、フルタイムで働くことに支障を来しているが、今後の生活（経済面）を考えると、早期退職に踏み切れなという声を周囲でもよく耳にする。また、長期病休者は高知市役所内でも毎年増加し続けており、正職員の定数が決められている中で、他の職員への負担は増々増加している。</p> <p>そのような背景のもと、正職員の長期病休者増加を防止する対策として、早期退職しても、希望者については、「パートタイムの会計年度任用職員として採用される」仕組みができればいいのではと考えた。個々の状況に応じて無理のない範囲で今までの経験を活かした仕事に携わることができるため、心身への負担が軽減される。パートタイムなら他の営利企業との兼業も可能であるため、正職員を退職することによる収入減への対策も個々の状況や体調等に応じて可能であると考えた。</p> <p>また、会計年度任用職員に対して、正職員採用試験資格の年齢条件を引き上げる等を行うことにより、早期退職した場合でも、個々の意欲や体調等の変化に応じて、再度正職員として勤務できる機会を設けたらいいのではないかと考えた。将来的にそのような機会があることで、早期退職への踏み切りもしやすく、また、パートタイム勤務をする間においても、個々の状況の変化に応じて「いつかまた正職員に」という意欲の向上にもつながるのではないかと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟な労働形態を設定することで、職員を取りまく社会状況の変化にも対応でき、ひいては生産性の向上につながる提案の趣旨には共感できる。 ・ 多様化する労働の課題を踏まえた建設的な内容であるが、労働基準法や地方公務員法等の解釈整理など、更なる研究が必要である。 ・ 制度設計を行う上で、多くの課題が見込まれるが、雇用条件を見直すことによって、組織の活性化につながる可能性のある提案であるため、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。

【受賞以外の提案】

種別	タイトル	概要	講評
テーマ提案① 【No.3】	庁内放送を活用した 広告	庁内放送の空き時間を利用し、職員を対象とした広告を企業(広告代理店)や団体から募集し放送することで、企業等からの広告収入を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内放送で職員向けの広告放送を行い、広告収入を得ようとする発想は面白い。 ・ 職員を対象とした広告を放送するという提案であるが、来庁者の耳にも届くものであることから、広告基準や内容の精査が必要である。 ・ 歳入の増加につながる可能性はあるが、実現に向けて運用面で詳細な検討が必要であることから、本提案については、関係課に報告することとする。
テーマ提案① 【No.4】	ふるさと納税アップ作 戦	ふるさと納税の返礼品を冷凍鰹タキから生鰹タキに変更することによりふるさと納税を増加させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生鰹タキをふるさと納税の返礼品目の一つとした着眼点は良い。 ・ 冷凍鰹タキから生鰹タキに変更することで、ふるさと納税が増加する根拠についての検証が乏しい。 ・ 本市をはじめとした自治体でも、生鰹タキは返礼品として取り扱われている事例があることから、本提案については、関係課に報告することとする。
テーマ提案② 【No.5】	かるぼーと売却の提 案	かるぼーとをサントリーへ売却することを提案致します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修時期を迎える大型公共施設の今後の方向性を考える大胆な発想は面白い。 ・ 実施に向けての手法等が漠然としている。 ・ 本提案については、具体的な内容が乏しいため、関係課に報告することとする。
テーマ提案② 【No.6】	デジタル・フォト・アー カイブの構築	各課がそれぞれ所有する施設・風景・事業写真などをネットワークにアップロードすることで、庁内すべての課が自由に写真を使用できる「デジタル・フォト・アーカイブ」を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課の写真資料等を二次利用可能とすることで、事務能率の向上につなげようとする手法は興味深い提案であり評価できる。 ・ データの検索や整理方法についての具体的な提案が乏しく、登録者や管理者の作業負担が大きくなると考えられることから、運用面について検討が必要である。 ・ 課題整理が必要であるが、事務能率の向上に役立つ提案であるため、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。
チャレンジ 提案 【No.7】	インターネット施設予 約サービスの導入	高知市公共施設において、いつでも簡単に施設情報(室面積・設備・利用料金、空き状況等)が確認でき、利用予約ができる「インターネット施設予約サービス」を導入することで、施設利用希望者に対するサービス向上を図る。また、平均で約23%(H26公共施設白書作成に伴う調査データより)と非常に低い稼働率となっている公共施設の利用促進や、施設利用管理事務(予約管理、料金管理等)・利用実績集計事務等の簡素化により人件費を削減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設を予約する際の利便性向上策として、インターネットを活用した施設予約システムの導入は、スマートフォンが普及した現代の社会状況や市民ニーズと合致している。 ・ システム導入に伴う費用対効果や、地元へ委託や指定管理を行っている施設等での運用方法等、十分な検討と準備をする必要がある。 ・ 実現に向けて課題は多いと思われるものの、市民サービスの向上や業務効率化につながる提案であることから、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。

【受賞以外の提案】

種別	タイトル	概要	講評
チャレンジ提案 【No.8】	桂浜再整備計画における修景と造景、物語醸成、土佐の歴史の演出 ～観光客大幅増加を経費圧縮で実現～	月の名所として名高い桂浜の再整備計画が進められている。提案者は、桂浜情報等の観光情報に特化したF Bを開設（顧客数4,700人）し、千日連続で投稿・情報発信を実施、他にもHP、YouTube、インスタ、ブログ等で同様の情報発信を実施。このSNS等で桂浜への観光客流入調査や桂浜への好感度等の分析。また、県内全道の駅の観察、他県成功事例の現地視察、国の動向、土佐の歴史把握を行った。これらを元に観光者の観光コースやトレンドを感じることで桂浜を考察。結果、経費を圧縮しながらも大幅な観光客増加策を提案するもので、桂浜の時代軸に明確な主軸、テーマ設定「土佐の江戸後期」を行い、坂本龍馬記念館、桂浜本浜、エントランスエリア等、全体を調和させるストーリーを展開させ、桂浜の資源を最大限生かして創造し、新しい観光地スタイルを実現させるもの。～旅人は、浦戸に丘に入るとそこは古の情景が広がり異国の世界へやってきたような感覚を覚える。この幕末の土佐、高木の松を背に波打ち寄せる浜は、美しい自然が広がり、浦戸湾には、石垣が築かれ白壁等の町家が続き、活気ある人々の暮らしがあった。夕刻、月夜に美しい町並みが浮かびあがった。旅人は、桂浜を存分に体感し再訪を思い岐路に付いた。～	<ul style="list-style-type: none"> 本市の観光施策である、桂浜公園を活性化していくための再整備に向けた提案として、熱意を感じる。 熱心な調査研究を行っており、新たなテーマを提案している等、発想が豊かである。 ハード事業、ソフト事業ともに充実した内容の提案であるが、論点が絞られておらず、具体的な手法が漠然としている。 本市のイメージ向上につながる一つの提案であるが、期待される効果の根拠が示されておらず、投資に見合う効果があるのか疑問であることから、本提案については関係課に報告するにとどめる。
チャレンジ提案 【No.9】	高知市PR動画コンテスト	高知市のPR動画を一般公募し、かつコンテスト形式で入賞作品等を発表する。	<ul style="list-style-type: none"> 斬新さはないが、他市での実施例もあり本市をPRする一つのアイデアとして評価できる。 PR動画の公募要件や活用方法及び効果の検証が必要である。 本市のイメージ向上につながる提案であるが、漠然とした内容であるため、本提案については、関係課に報告するにとどめる。
チャレンジ提案 【No.10】	高知市役所職員 総活躍プラン	未だかつて経験をしたことがない人口減少問題に対応していくためには、先進的な発想を取り入れた具体的な施策を作りだすことも重要であるが、社会状況等に応じて施策を変化し、また時には新たな施策をつくり直す必要がある。つまり、施策という“道具”を開発することと合わせて、“道具を使う人”“道具を作る人”の育成が重要となる。つまり、高知市人材育成基本方針にあるような「めざす職員像」を実現し、さらに、「人材」（組織の一員として求められる役割と能力を発揮する人）の育成をもう一步進めた「人材」（交換のきかない、求められる以上の役割や能力を発揮し、庁内外から必要であると求められる人）の育成を進めることが、これからの高知市の将来を左右する重要なタスクである。	<ul style="list-style-type: none"> 本市の人材育成基本方針を踏まえた具体的な提案であり、自発性を重視して適性を伸ばす仕組みとして評価できる。 職員の本来持っている能力を発揮するため手法として、メンタルトレーニング研修を導入する内容は、大変興味深いものであり、目新しい発想であり良い。 職員の希望や能力を人事異動に生かす手法としての、人事マッチングシステムは、大胆な発想であるが、導入した際のメリット、デメリットを踏まえた十分な検討が必要である。 職員の資質向上と組織の活性化につながる良い提案であるが、実現に向けての課題が大きいことから、本提案については、関係課に報告するにとどめる。

【受賞以外の提案】

種別	タイトル	概要	講評
チャレンジ提案 【No.12】	地理空間情報システムを活用したデータの一元管理	<p>今年度、準天頂衛星（みちびき）が4機体制で11月1日から運用を開始する予定であり、センチメートル級の高精度な測位が可能になることから、多様な利活用が見込まれている。またIoTも飛躍的に広がる時代へと変わり始め、“いつ、どこで、何が、どのように”といった位置と時間、そして関連情報から形成される地理空間情報を集約することができるため、利用価値の高い多様なサービス展開が期待されている。</p> <p>そこで、現在運用している「統合型地理情報システム」の新たな利活用が考えられ、各課が保有する全ての情報を、リアルタイムの地理空間情報として一元管理することによって、業務の効率化と行政サービスの高度化を可能にすると共に、今後起こりうる南海トラフ地震等、甚大な災害時における被災状況や避難状況についてもデータで一元管理することのできるシステムにすることで、救援活動や復興計画など、迅速かつ的確な対応につなげるものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイムの地理空間情報を一元管理することは、様々な行政分野での利活用が想定される内容である。 一元管理する際の具体的な手法や、システム構築費用についての調査研究がされておらず、行政コストの軽減につながるかの検証が必要である。 将来性が見込まれる提案であるが、システム導入に向けて、個人情報保護やセキュリティ等、課題が大きと思われるため、本提案については、関係課に報告することとする。
チャレンジ提案 【No.13】	統計の理解と活用	<ul style="list-style-type: none"> 各課の所管業務において、国からの交付金等の算定の基礎資料となる国勢調査の人口統計などの精度の向上に努める。 統計調査員の確保（職員の積極的な参加） データ分析の手法・スキルを身につけるための人材育成の実施。 各種統計を用いて、データ分析を行い、数値に基づいた施策の検証や企画立案を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 統計精度の向上のため、調査業務の重要性を知ることやデータを活用できるスキルアップした人材を育成するという発想は良い。 統計調査員の確保や人材育成の手法について、具体的な取組内容が乏しい。 発想は良いが、提案内容が漠然としているため、本提案については、関係課に報告することとする。
チャレンジ提案 【No.14】	「2020東京オリンピック is YOSAKOIオリンピック」～オリンピックは世界市場・YOSAKOIをワールドフェスティバルに～	<p>平成30年度当初予算のうち重点施策と位置付けられている「2020よさこい応援・普及促進事業」では、「よさこい正調普及促進事業2,500千円」「2020よさこい応援プロジェクト事業費1,400千円」という予算規模での事業展開となっている。</p> <p>事業概要には、2020年東京オリンピック・パラリンピック開閉会式でのよさこい演舞を目指し、「2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会」をベースとして、オリ・パラ競技大会組織委員会への働きかけや機運を醸成するイベント等を実施するとともに、よさこい正調の普及促進に向けた事業等を実施するとある。</p> <p>オリンピックという大舞台を相手に「よさこい」という武器で、本気で闘いに挑んでいくため、また、よさこいの魅力を日本全国、世界各国に拡げ、移住・定住の促進（よさこい移住プロジェクト）等に繋げるための本事業拡大について提案を行うもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> オリ・パラ開閉会式でのよさこい演舞を目指す活動を契機に、よさこいを世界発信しようという事業構想はダイナミックで良い。 独特の視点からのアイデアや、クラウドファンディングを活用しようとするなど、今後の参考となる発想が多くおもしろい。 目標と理想が混在しているため具体的に目指す方向性が不明確となっており、実施に向けた計画についての考察に欠ける。 本市のイメージ向上につながる大胆な提案ではあるが、事業展開する上でのハードルが高いと思われるため、本提案については、関係課に報告することとする。

【受賞以外の提案】

種別	タイトル	概要	講評
チャレンジ提案 【No.16】	被災地への職員派遣計画の策定	<p>自然災害により被災した自治体を応援するため、国、都道府県、全国市長会など様々な母体から派遣要請を受けることがあり、要請・応諾の仕組み作りが進んできている。</p> <p>それに伴い、どの仕組みからの要請に応ずるか判断が複雑になっている。</p> <p>そこで、自治体職員が行う被災地支援の活動には、ある程度パターン化（保健活動、避難所運営、罹災証明等）できると思われるので、それぞれのパターンごとに支援部隊のローテーションを予め決めておこうとするもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予め職員の災害派遣のローテーションを決めておくことで、災害発生時に迅速な支援が可能となる有効な提案である。 ・ 実施に向けての具体例や、課題について提案がされておらず、調整方法が漠然としている。 ・ 災害時に迅速に対応できる仕組み作りとして検討に値すると思われることから、本提案については、関係課に事業実施に向けた検討を要請する。
チャレンジ提案 【No.18】	【若手職員の企画提案力を伸ばす】クラウドファンディングを活用した職員研修制度の創設について	<p>経験の少ない若手職員は日々の仕事で様々な課題意識を感じていても、それを施策にする機会がほぼ与えられていない。</p> <p>そういった若手職員の意欲を向上させ企画提案力を伸ばすため、人材育成の一環として、自ら企画を考え、クラウドファンディングを活用して事業の実施までを行う研修制度を創設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドファンディングを活用し多くの事業を通じて、職員が政策立案力を習得し、能力向上を図るという発想はおもしろい。 ・ 職員に良い経験をさせる機会を与え、自分の企画した事業が実施される可能性があることは、職員のモチベーションの向上に効果が期待できる。 ・ 負担が大きい研修内容であるため、職務との兼ね合いにより、本来の業務以上の業務量を職員に要求することとなり、ニーズがなければ業務負担の強要となるなど課題も多い。 ・ 職員の能力向上につながる可能性のある提案ではあるが、課題が多いことから、本提案については、関係課に報告するにとどめる。

4 表彰式

- ◆ 平成30年11月7日に表彰式を開催し、受賞提案6件の提案者に表彰状等の授与を行いました。

提案賞



変化する現業職

～課題解決に向けて現業職の働き方を変化させる～

提案賞



「わんぱーくこうち・アニマルランド」の
集客・収益アップを目指した取組について

奨励賞

広告入り名刺で一挙三得

公用車への有料広告掲載

職員提案制度を補完する
日常における業務改善風土の醸成

パートタイム職員制度の新設
(ワークシェアとワーク・ライフ・バランス推進のために)

平成30年度職員提案制度表彰式

職員
提案
制度

平成 30 年度高知市職員提案制度実施要領

1 趣旨

職員の自由で独創的な発想による本市行政に関する提案を奨励し、実施することにより、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質向上を図るため、高知市職員提案制度実施規程（平成29年9月5日高知市庁達第14号）に基づき、平成30年度高知市職員提案制度を実施するもの。

2 募集提案 具体性のある政策的なもの又は事務事業の改善を図るもの

提案の種別	テーマ提案	チャレンジ提案
コンセプト	事前に設定したテーマに対しての調査や研究に基づく提案	職員の自由な発想により新たな事業にチャレンジする提案
テーマ	①『歳入増加につながる取組』 ～クラウドファンディング等を活用するなどの収入確保に向けた取組～	②『経費節減につながる取組』 ～最少の経費で最大の効果が見込まれる独創的な取組～
		『自由』 ※テーマ提案①・②以外のテーマで、提案者が自由にテーマを設定すること。

3 募集期間

募集期間は、平成30年5月14日（月）から平成30年7月30日（月）までとする。

4 提案者の資格

市長部局（出納課を含む。）、議会事務局、上下水道局、消防局、監査委員事務局、教育委員会事務局（校長及び教員を除く。）及び各行政委員会事務局の課長補佐級以下の所属職員（臨時職員及び非常勤職員を除く。）とする。

提案者は、個人または2人以上のグループで提案を行うことができる。ただし、課長補佐級の職員については、原則として、現在所属する課の所管業務に関する提案を行うことはできない。

5 提案の要件

(1) 提案内容は、提案者の創意又は研究による具体的かつ建設的なもので、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 市民サービスの向上に役立つもの
- ② 事務能率の向上に役立つもの
- ③ 経費の節減に役立つもの
- ④ 歳入の増加につながるもの
- ⑤ 組織の活性化につながるもの
- ⑥ 本市のイメージ向上につながるもの
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、公益上有効であるもの

(2) 提出された提案の内容が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、提案として取り扱わない。

- ① 単なる不平、不満、希望、苦情、批判等で建設的でないもの
- ② 上記に掲げるもののほか、提案として取り扱うことがこの提案制度の趣旨に反すると認められるもの

6 提案の方法

(1) 提案者は、「職員提案書（様式1）」を作成し、事務局（総務部行政改革推進課）宛に電子データで提出すること。ただし、提出できる提案は、1人につき、1件とする。

- (2) 補足資料がある場合は、ポンチ絵（イラストや図を用いてわかりやすく説明したもの）等を使用し、職員提案書に添付し、事務局宛に電子データで提出すること。
- (3) 提出された職員提案書及び補足資料等は、返却しないものとする。
- (4) 提案を行うに当たっては、自らの職務の遂行に支障を来さないようにしなければならない。

7 提案の審査等

- (1) 提出された提案は、事務局において、提案者の所属、職名及び氏名を秘す等の必要な調整を行い、高知市職員提案制度推進委員会幹事会が、「審査基準表（様式2）」に基づき審査及び提案に対する評価を行う。
- (2) 幹事会は、提案の審査等のために必要があると判断した場合は、提案内容に係る関係課の意見を聴取するものとする。
- (3) 幹事会の審査の結果を踏まえ、高知市職員提案制度推進委員会が表彰区分を決定する。
- (4) 審査の結果については、提案者に直接通知するものとする。
 - ① 審査期間：平成30年8月～10月上旬予定
 - ② 結果通知：平成30年10月中旬予定

8 表彰等

優秀な提案の提案者には、以下のとおり表彰を行い、記念品を贈呈する。

- (1) 市長賞 Quo カード 1万円分 （グループ：Quo カード上限3万円分／1人6千円分）
- (2) 優秀賞 Quo カード 5千円分 （グループ：Quo カード上限2万円分／1人3千円分）
- (3) 提案賞 Quo カード 3千円分 （グループ：Quo カード上限1万円分／1人2千円分）
- (4) 奨励賞 Quo カード 1千円分 （グループ：Quo カード上限5千円分／1人1千円分）

9 提案の公表

- (1) 表彰された優秀な提案は、提案内容及び提案者の所属及び職・氏名を高知市ホームページ及び行政事務支援システム内職員提案制度ポータルサイトにおいて公表するものとする。
- (2) 表彰対象とならなかった提案は、提案概要を高知市ホームページで、また、提案内容を行政事務支援システム内職員提案制度ポータルサイトにおいて公表するものとし、提案者の所属及び職・氏名は公表しない。ただし、提案の公表に当たって、提案者が所属及び職・氏名の公表を希望する場合は、提案内容等と併せて、所属及び職・氏名を公表する。

10 提案の実施

審査の結果、一定以上の評価を得た提案については、関係部局の長に提案の事業化に向けての実施要請等を行う。

11 提案に伴う諸権利

提案に関するすべての権利は、高知市に帰属するものとする。

12 その他

職員は提案制度の積極的な活用を努めるものとし、所属長は提案制度の積極的な支援及び推進を図るものとする。

13 問い合わせ先

職員提案制度推進委員会事務局 総務部行政改革推進課 担当：宗我部 【内線：3736 外線：823-9071】

高知市職員提案書

高知市長 様

提出年月日	年 月 日		
提案者	所 属		
	職・氏名		
提案の種別	テーマ提案①・テーマ提案②・チャレンジ提案		
提案の要件	高知市職員提案制度実施規程第2条第2項第 号に該当		
提案のタイトル			
提案の概要			
現状及び課題点			
提案内容及び 実施方法			
期待される効果			
必要経費		提案に係る 所管課	
実現に際し解決 すべき課題等			
備考			
受付年月日		受付番号	

注意事項

- 1 太枠線内に記入してください。
- 2 補足資料がある場合は、資料を添付してください。
- 3 共同で提案する場合は、代表者以外の提案者の所属、職名及び氏名を備考欄に記入してください。
- 4 幹事会は、提案の審査の際に、提案内容に係る関係課の意見を聴取する場合があります。
- 5 表彰された優秀な提案は、提案内容及び提案者の所属及び職・氏名を高知市ホームページ及び行政事務支援システム内職員提案制度ポータルサイトにおいて公表します。
- 6 表彰対象とならなかった提案は、提案の概要を高知市ホームページで、また、提案内容を行政事務支援システム内職員提案制度ポータルサイトにおいて公表しますが、提案者の所属及び職・氏名は公表しません。ただし、提案の公表に当たって、所属及び職・氏名の公表を希望する場合は公表しますので、下枠「希望確認欄」に「所属及び職・氏名の公表を希望する。」と記入してください。

希望確認欄

【審査基準表】

◆「職員提案書」の審査は、各点数の範囲内で、整数で採点してください。

審査要素	評価区分		評点
規程第2条第2項の要件に基づく効果 提案書の要件に基づく効果があるか	高	中	低
	50	30	0
創造性（着眼点） 提案内容に創意工夫がされているか	高	中	低
	20	12	0
実現性 実施の可能性があるか	高	中	低
	20	12	0
研究努力（企画力） 提案に際し調査研究がされているか	高	中	低
	10	6	0
総合結果	意見		合計点
			点/100点

提案の評価	実施を要請する	実施に向けた検討を要請する	内容報告のみとする

～高知市職員提案制度実施規程 抜粋～

（提案の要件）

第2条 提案は、あらゆる分野に関する具体性のある政策的なもの又は事務事業の改善を図るものについてできる。

2 提案内容は、職員の創意又は研究による具体的かつ建設的なもので、次の各号のいずれかに該当するものではない。

- (1) 市民サービスの向上に役立つもの
- (2) 事務能率の向上に役立つもの
- (3) 経費の節減に役立つもの
- (4) 歳入の増加につながるもの
- (5) 組織の活性化につながるもの
- (6) 本市のイメージ向上につながるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上有効であるもの

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の自由で独創的な発想による本市行政に関する提案（以下「提案」という。）を奨励し、実施することにより、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図るため、高知市職員提案制度（以下「提案制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(提案の要件)

第2条 提案は、あらゆる分野に関する具体性のある政策的なもの又は事務事業の改善を図るものについて行うことができる。

2 提案内容は、職員の創意又は研究による具体的かつ建設的なもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市民サービスの向上に役立つもの
- (2) 事務能率の向上に役立つもの
- (3) 経費の節減に役立つもの
- (4) 歳入の増加につながるもの
- (5) 組織の活性化につながるもの
- (6) 本市のイメージ向上につながるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上有効であるもの

3 前項の規定にかかわらず、提案内容が次の各号のいずれかに該当するものは、提案として取り扱わない。

- (1) 単なる不平、不満、希望、苦情、批判等で建設的でないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、提案として取り扱うことが提案制度の趣旨に反すると認められるもの

(提案者の資格)

第3条 提案をすることができる者は、本市職員とする。ただし、提案の審査に関わる職員は、提案をすることができない。

2 提案は、単独又は2人以上で共同して行うことができるものとする。

(高知市職員提案制度推進委員会)

第4条 提案制度の円滑な実施を図るため、高知市職員提案制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 第11条第1項に規定する表彰の区分（同項を除き、以下「表彰区分」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、提案制度の円滑な実施に関し必要な事項

3 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ高知市人事問題委員会設置規程（昭和58年庁達第10号）第3条第1項に規定する高知市人事問題委員会の委員長、副委員長及び委員である者をもって充てる。

4 前項に定める者のほか、市長は、提案の審査を行うに当たって必要があると認めるときは、当該提案に係る事務事業に関係する部局の長の職にある者（以下「関係部局長」という。）のうち委員長が指名するものを委員として委嘱し、又は任命する。

5 前項の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該提案の審査が終了する日までとする。

6 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(幹事会)

第5条 提案制度の奨励、啓発及び支援、提案の審査及び評価その他必要な事項の検討を行うため、推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は総務部副部長の職にある者をもって充て、幹事は本市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 幹事の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。
- 5 幹事は、再任されることができる。
- 6 前条第6項及び第8項の規定は、幹事会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「推進委員会」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。

(提案の募集等)

第6条 市長は、提案を募集する場合は、あらかじめ募集の期間、提案することができる職員の範囲、提案の審査基準その他必要な事項を定めて行うものとする。

(提案の方法)

第7条 職員は、前条の規定による募集に基づき提案をしようとするときは、所定の提案用紙に必要事項を記入し、これを市長に提出するものとする。この場合において、当該提案の内容を補足する資料等があるときは、当該資料等を添えて提出するものとする。

- 2 前項の規定により提出された提案用紙及び資料等は、返還しない。
- 3 職員は、提案を行うに当たっては、自らの職務の遂行に支障を来さないようにしなければならない。

(提案の審査等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により提案があったときは、幹事会に対して、当該提案が第2条に定める提案の要件に該当するかどうかについての意見を付して、当該提案の審査及び評価を行うよう求めるものとする。

- 2 幹事会は、前項の規定による求めがあったときは、第6条の審査基準に基づき、審査及び評価を行い、その結果を推進委員会に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた推進委員会は、当該提案を行った職員（以下「提案者」という。）に対する表彰区分を決定し、その結果を同項の結果と併せて市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告があったときは、審査及び評価結果を提案者に通知するものとする。

(提案者等の出席)

第9条 推進委員会及び幹事会は、提案の審査等のために必要があると認めるときは、提案者及び関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(提案の実施)

第10条 市長は、一定以上の評価を得た提案の実施について、関係部局長に要請するものとする。

(表彰)

第11条 市長は、第8条第3項の決定の結果について同項の報告があったときは、優れた提案を行ったと認められる提案者に対して次に掲げる区分により表彰することを決定し、表彰するものとする。

- (1) 市長賞
- (2) 優秀賞
- (3) 提案賞
- (4) 奨励賞

- 2 前項の規定により表彰の決定を受けた提案者（以下「被表彰者」という。）については、高知市職員表彰規程（昭和58年庁達第9号）第7条の規定による決定を受けた被表彰者とみなして、同規程の規定を適用する。

(提案の公表)

第12条 市長は、被表彰者に係る提案を公表するものとする。

(提案に関する特別行事)

第13条 市長は、提案制度の奨励を図るため、提案強調月間等の特別行事を実施することができる。

(職員の役割)

第14条 職員は、行政の能率的な運営を行う責務を負った公務員として、提案制度の積極的な活用努めるものとする。

2 所属長は、所管する業務を適切に配分するとともに、所属職員の育成、指導及び管理監督を行うことによって、提案制度の積極的な支援及び推進を図らなければならない。

(提案に伴う諸権利)

第15条 提案に関する全ての権利は、高知市に帰属するものとする。

(庶務)

第16条 推進委員会及び幹事会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月5日から施行する。

平成30年度高知市職員提案制度推進委員会名簿

	職名	氏名	備考
委員長	副市長	吉岡 章	【規程第4条第3項】 充て職
副委員長	副市長	中澤 慎二	【規程第4条第3項】 充て職
委員	教育長	山本 正篤	【規程第4条第3項】 充て職
委員	上下水道事業管理者	山本 三四年	【規程第4条第3項】 充て職
委員	総務部長	大野 正貴	【規程第4条第3項】 充て職
委員	財務部長	橋本 和明	【規程第4条第3項】 充て職
委員	消防長	高井 祐介	【規程第4条第3項】 充て職

平成30年度高知市職員提案制度推進委員会幹事会名簿

	職名	氏名	備考
幹事長	総務部副部長	加藤 勝巳	【規程第5条第3項】 充て職
幹事	財務部副部長	田村 弘樹	【規程第5条第3項】 市長が委嘱し または任命する者
幹事	総務部 政策企画課長	西成 英丈	【規程第5条第3項】 市長が委嘱し または任命する者
幹事	総務部 広聴広報課長	山脇 弘道	【規程第5条第3項】 市長が委嘱し または任命する者
幹事	総務部 人事課長	松本 重喜	【規程第5条第3項】 市長が委嘱し または任命する者
幹事	財務部 財産政策課長	谷 了	【規程第5条第3項】 市長が委嘱し または任命する者